

亀山市告示第31号

亀山市物品調達等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月22日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市物品調達等に関する要綱の一部を改正する告示

亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「指名停止」を「資格（指名）停止」に改め、同条中「指名業者」を「有資格業者」に、「指名停止」を「資格（指名）停止」に、「亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱」を「亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。